

# 消防団員の処遇改善について

令和3年5月28日

消防庁 国民保護・防災部 地域防災室



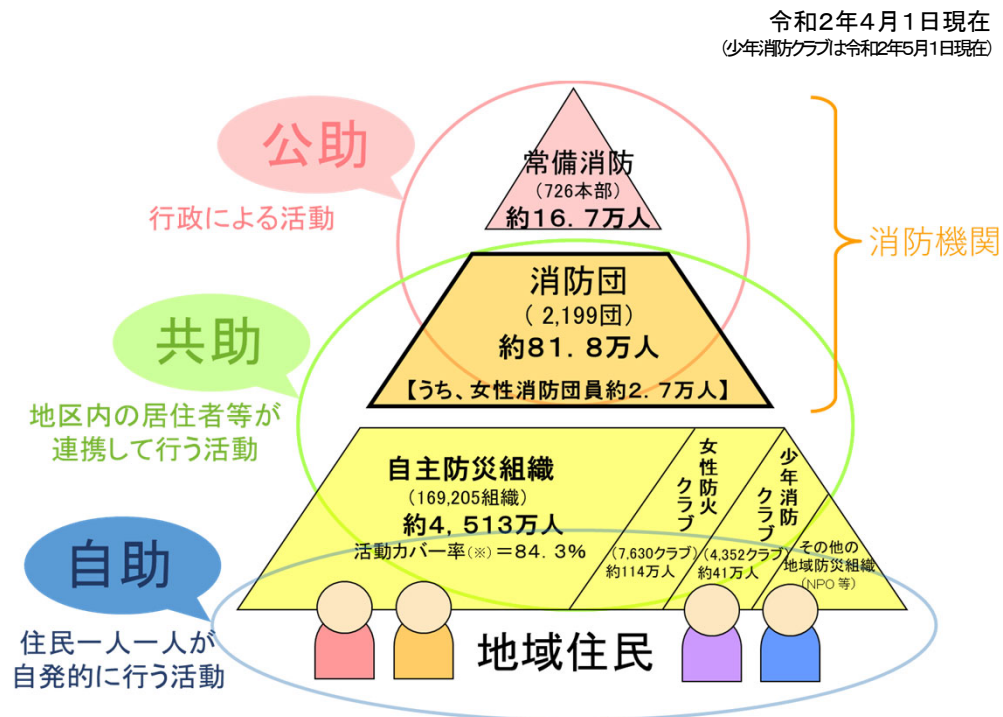
## ①消防団員数の現状等



## 1 消防団とは

- 消防団は、消防本部・消防署と並んで、市町村が設置する消防機関の一つ
- 消防団員の身分は、非常勤特別職の地方公務員
- 地域における消防防災の中核的存在（要員動員力・地域密着性・即時対応力）

## 2 地域の総合防災力



## 3 消防団の充実強化に向けた近年の主な取組

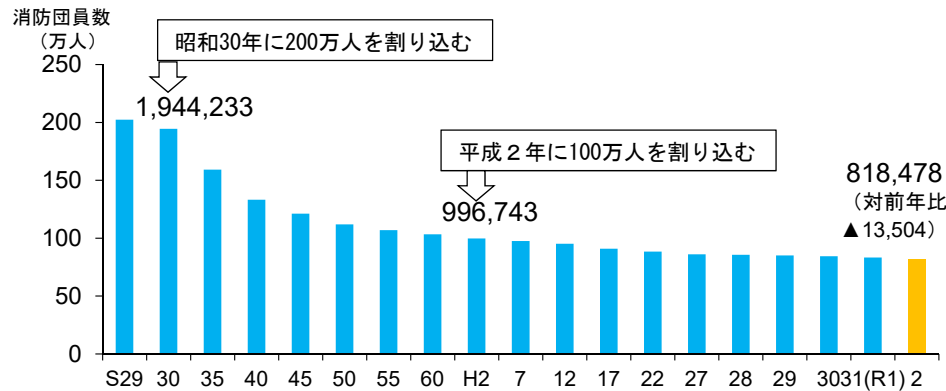
- 機能別消防団員・分団制度の導入(H17～)
- 消防団協力事業所表示制度の導入(H18～)
- 消防団等充実強化アドバイザー派遣制度の導入(H19～)
- 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定(H25)
- 「消防団の装備基準」の改正(H26)
- 学生消防団活動認証制度の導入(H26～)
- 退職報償金の引上げ(H26～)
- 大規模災害団員制度の導入(H30～)
- 消防団設備整備費補助金の創設(H30～)
- 消防団員のマイカー共済の開始(R2～)



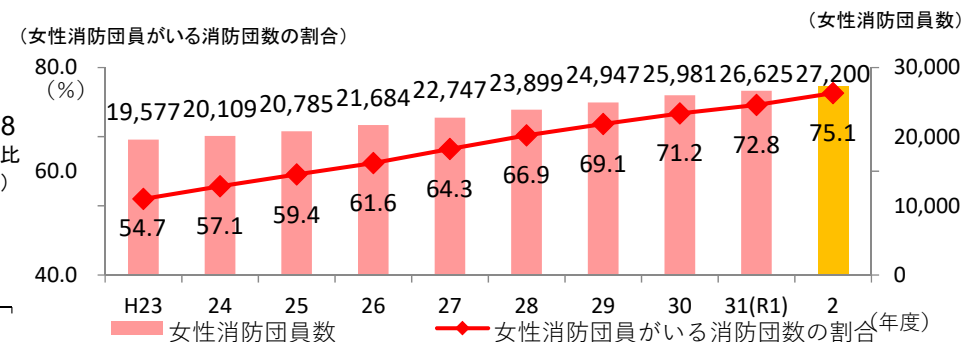
# 消防団員数の現状①

- R2.4.1時点の消防団員数は818,478人 (▲13,504人 (▲1.6%))。入団者数：43,268人、退団者数：56,772人
- 重点的に取り組んできた女性団員、学生団員、機能別団員については増加傾向
  - ・ 女性団員 27,200人 (+575人 (+2.2%)) ※ 女性団員がいる消防団数は1,651団 (+51団)
  - ・ 学生団員 5,404人 (+215人 (+4.1%)) ※ 学生団員がいる消防団数は640団 (▲31団)
  - ・ 機能別団員 26,095人 (+2,559人 (+10.9%)) ※ 機能別団員制度は558市町村で導入済 (+57市町村)

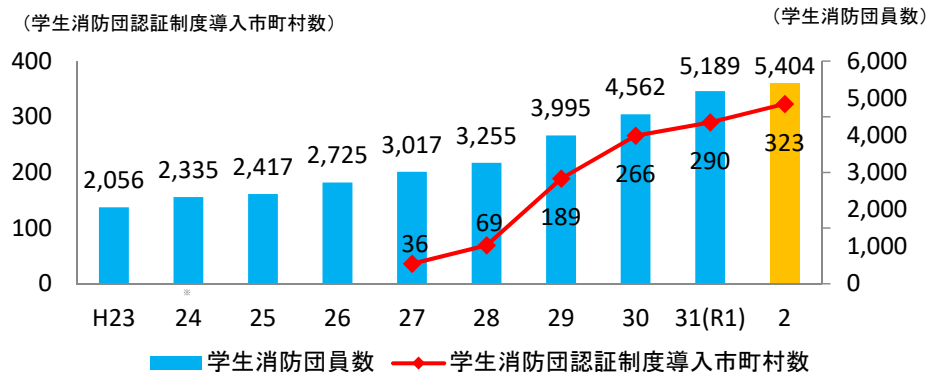
## 1 消防団員数の推移



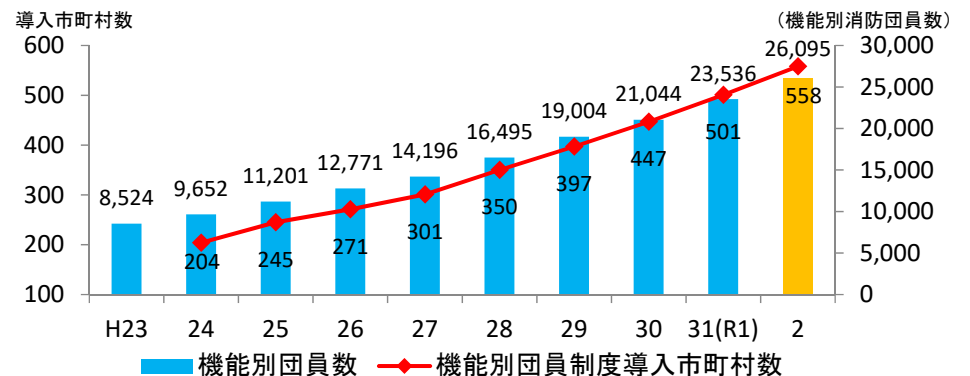
## 2 女性消防団員数の推移



## 3 学生消防団員数の推移



## 4 機能別消防団員数の推移



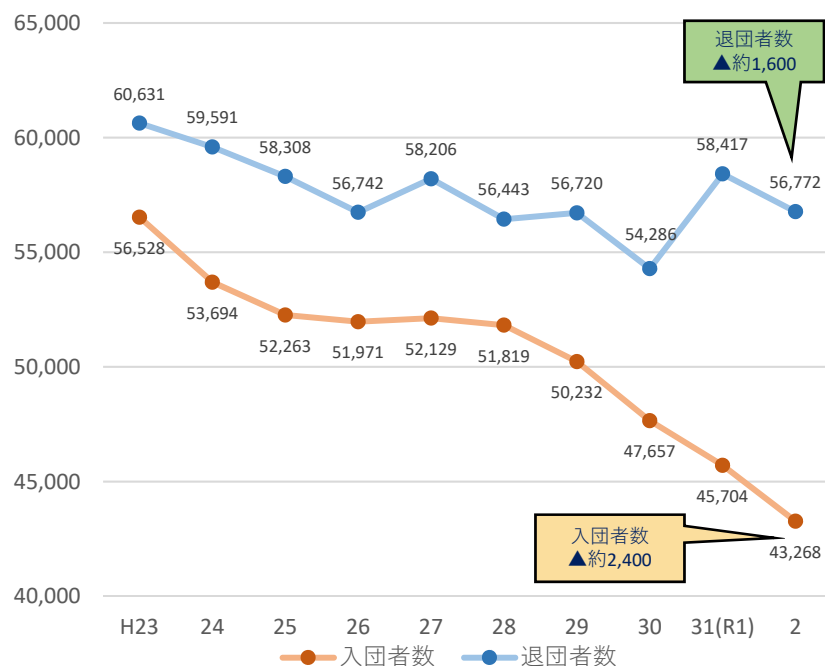


## 消防団員数の現状②

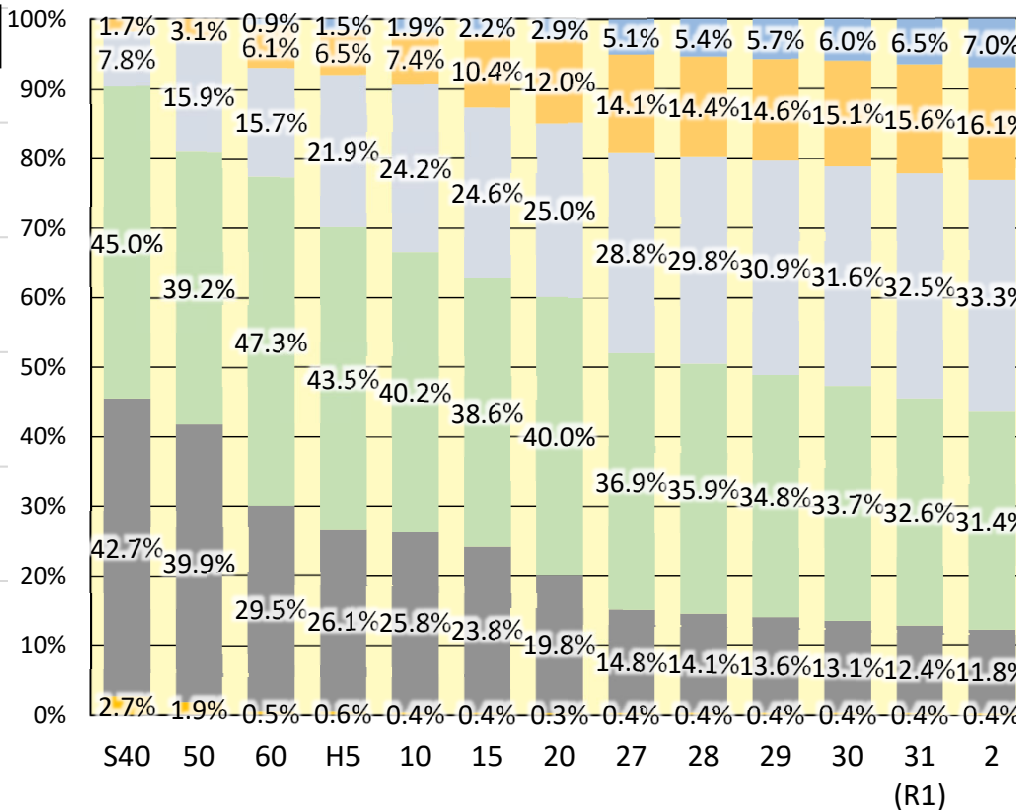


- H31（R1）に比べて対前年団員減少数が拡大した理由は、退団者数の減少以上に、入団者数が減少したことによる。  
また、退団者数は、近年、一定の水準で推移している一方、入団者数は、減少傾向が続いており、特にH29以降は減少幅が大きくなっている（下図①）。
- 年齢階層別に消防団員数を見ると、若年層の団員構成率が減少している（下図②）。

①入団者数及び退団者数の推移



②年齢階層別消防団員数の推移



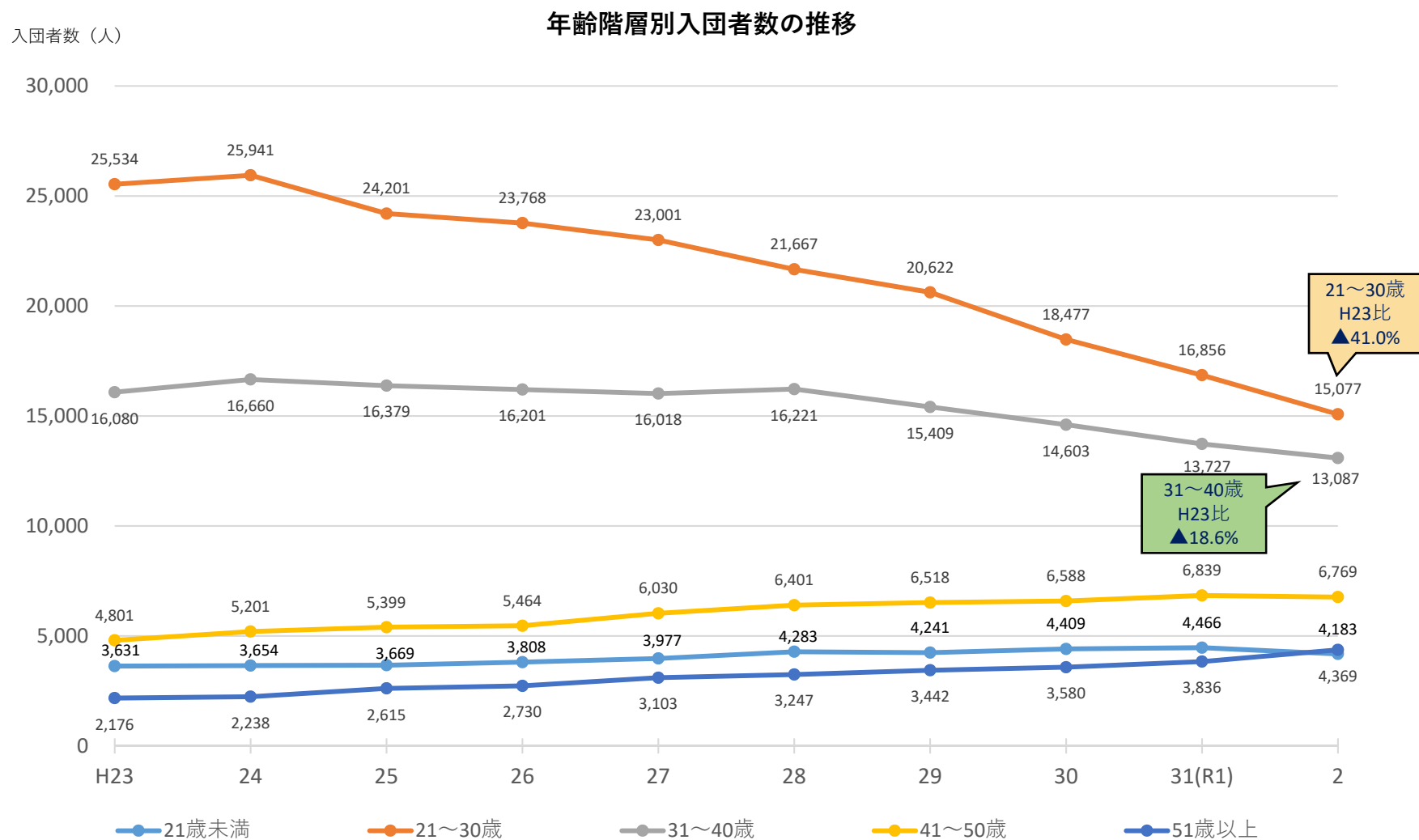
■ 19歳以下 ■ 20～29歳 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～59歳 ■ 60歳以上



## 消防団員数の現状③



- 年齢階層別に入団者数を見ると、若年層（20歳代、30歳代）の入団者数は、減少傾向にある。  
一方で、40歳代及び51歳以上の入団者数は、増加傾向にある。





# 多様化する消防団の役割等①

## 災害の多様化・大規模化

- ・ 地震、台風、集中豪雨、竜巻、大雪、火山噴火等、多様な災害の多発
- ・ 大規模地震や津波の甚大な被害とそれらに伴う避難長期化
- ・ 台風や局地的な大雨等による風水害災害の激化
- ・ 首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害の懸念

## 社会情勢の変化

- ・ 人口減少、高齢化
- ・ 雇用体系の変化（被用者の増加）に伴い、平日昼間、青年・壮年・中年の層が地域外に流出
- ・ 消防団員数の減少  
※令和2年4月1日現在で818,478人（前年度比▲13,504人）と、2年連続1万人以上の減少
- ・ 20代の入団者数が平成23年と比較し、約4割減少

地域に密着した消防団には、従来の消火・救助活動に加え、避難誘導や避難所運営支援活動等、多様な役割が求められる。

地域防災の担い手の減少等に伴い、消防団員一人ひとりの負担が増加している。

## 【多様化する消防団の役割】

- ・ 地域住民に対する迅速な災害情報伝達、早期避難の呼びかけ、避難誘導
- ・ 台風時におけるブルーシート等による家屋の応急補修・動力消防ポンプによる排水活動
- ・ 災害の大規模化に伴う広範囲の搜索活動、安否確認
- ・ 避難生活の長期化等に伴う、避難所運営支援活動

⇒ 大規模災害において、複数の場面で様々な役割が消防団に求められるとともに、活動が長期化する場合もある。



## 多様化する消防団の役割等②

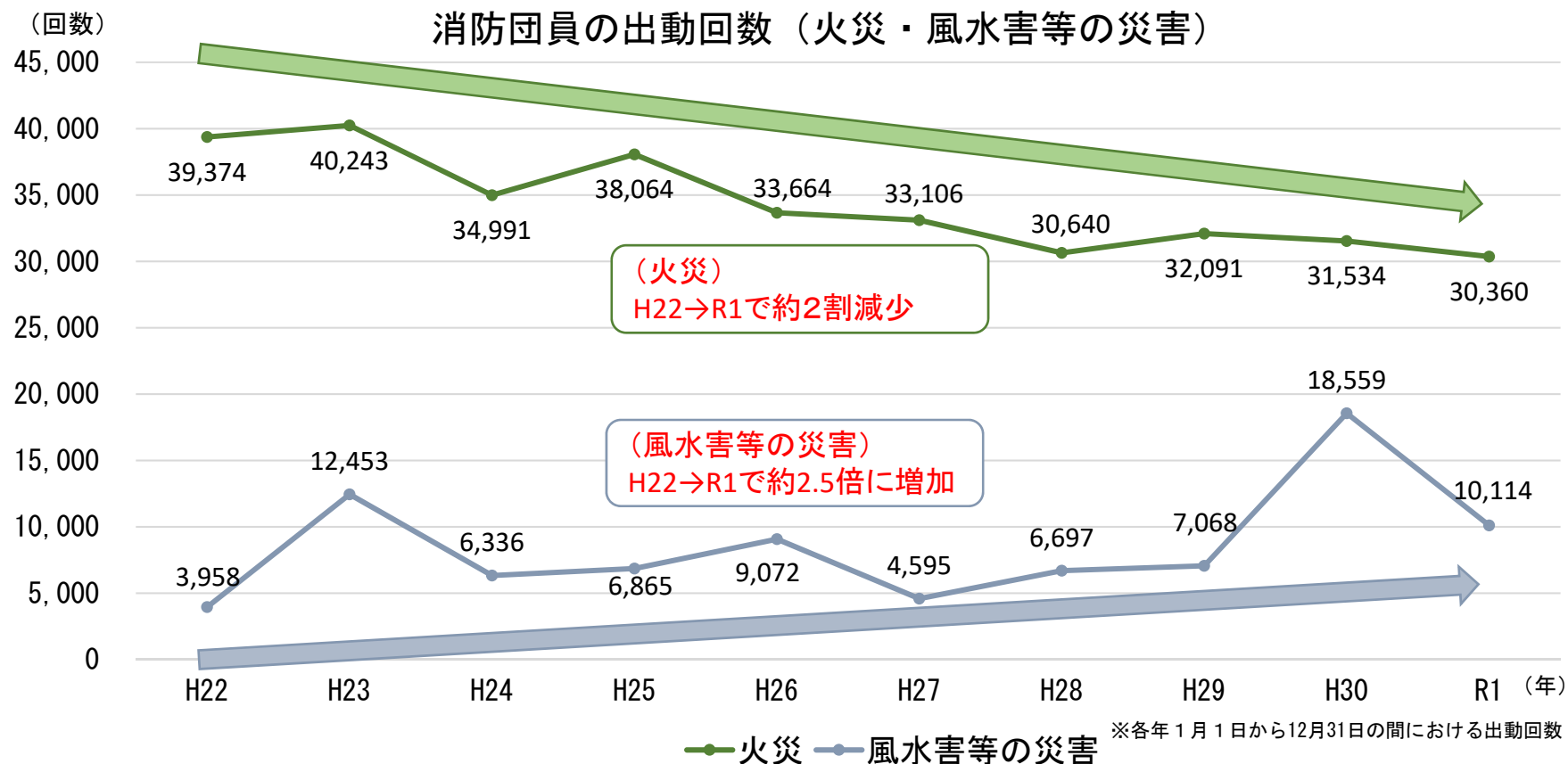


### ○ 消防団の出動回数

総数：平成22年から令和元年で約1割増加（H22:616,430回 → R1:685,499回）

火災：平成22年から令和元年で約2割減少（H22:39,374回 → R1:30,360回）

風水害等の災害：平成22年から令和元年で約2.5倍に増加（H22:3,958回 → R1:10,114回）







## 年額報酬の現状



- 市町村は条例に基づき、消防団員に対し年額報酬を支給している。
- 支給額、支給方法は、地域事情等により、必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においては、引上げ等を図る必要があり、国はこうした団体に対し、早急にその引上げを行うよう要請してきた。

| 地方交付税算入額<br>・報酬(年額)36,500円 (団員)<br>～82,500円 (団長) |                | 交付税<br>単価 | 条例平均額 (階級：団員)    |                  |                  |                  |                 |                 |
|--------------------------------------------------|----------------|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|
|                                                  | 年額報酬<br>(一般団員) | 36,500円   | 30,201円<br>(H27) | 30,355円<br>(H28) | 30,473円<br>(H29) | 30,648円<br>(H30) | 30,801円<br>(R1) | 30,925円<br>(R2) |

- 条例で定める年額報酬 (階級：団員) の状況は以下のとおり (なお、無報酬団体については、平成27年度中にすべて解消された。)

(各年 4 月 1 日現在)

| 年額報酬 (階級：団員)       | 市町村数        |             |
|--------------------|-------------|-------------|
|                    | H27         | R2          |
| 支給なし               | 3 ( 0.2%)   | 0 (0.0%)    |
| 1 ～ 10,000円未満      | 35 ( 2.0%)  | 6 (0.3%)    |
| 10,000 ～ 20,000円未満 | 377 (21.7%) | 363 (20.9%) |
| 20,000 ～ 30,000円未満 | 576 (33.1%) | 562 (32.3%) |
| 30,000 ～ 36,500円未満 | 313 (18.0%) | 316 (18.2%) |
| 36,500円以上          | 435 (25.0%) | 492 (28.3%) |

※市町村数については、日額制である 3 団体を除き、東京都特別区は23団体として計上している。



## 出動手当の現状



- 市町村は条例に基づき、出動回数に応じ一定額を支給しており、多くの市町村では、火災に係る出動、風水害等に係る出動、訓練に係る出動等、出動の態様に応じて支給金額を定めている。（地方交付税算入額：1回7,000円）
- 風水害等に係る出動手当に限っても、以下のとおり、支給の方法や金額については多様である。
- 出動手当の位置づけは、条例(例)にならい、費用弁償としている団体が多い。

### 出動手当（風水害等の災害出動）の分類（令和2年4月1日現在）

#### ① 1回あたりの出動手当を定額で定めているもの

- （例）・1回につき4,000円
- ・1回につき7,000円

… 1,046市町村

|                 |        |
|-----------------|--------|
| うち5,000円以下      | 978市町村 |
| うち5,001円～6,999円 | 42市町村  |
| うち7,000円以上      | 26市町村  |

#### ② 1回当たりの出動手当を出動の態様ごとに定めているもの

- （例）・5時間未満3,000円、5時間以上6,000円
- ・昼間の出動：1回3,000円、夜間の出動：1回4,000円

… 496市町村

#### ③ 上記①、②以外の定め方をしているもの

- 出動手当を年額で支給することとしているもの
  - （例）・水火災、警戒、訓練等の場合：年額6,000円
  - ・水火災、警戒、訓練等の場合：年額9,000円
- 出動手当を部単位等で支給することとしているもの
  - （例）・水火災、訓練等の場合、1つの部につき：1回15,000円
- 出動に係る手当の支給という方法で定めていないもの
  - （例）・出動に係る旅費を実費で支給

… 107市町村

#### ④ 出動手当を定めていないもの

… 70市町村

## ②「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書等



# 「消防団員の処遇等に関する検討会」



- 消防団員数が減少している状況を踏まえ、消防団員の確保策等を検討するため、昨年12月に検討会を立ち上げた。
- 昨年度は団員確保策のうち、**特に年額報酬や出動手当などの処遇について**精力的に議論した。

## 1 目的

近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの2年は毎年1万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっている。

こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、検討会を開催するもの。

## 2 検討事項

- (1) 消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇のあり方
- (2) 消防団員の加入促進 等

## 3 構成員（五十音順・敬称略）

### ○座長

室崎 益輝（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長）

### ○委員

秋本 敏文（公益財団法人日本消防協会会長）

安達 由紀（鳥取市消防団女性分団団員）

石橋 毅（公益財団法人千葉県消防協会会長）

太田 長八（東伊豆町長）

荻澤 滋（消防庁国民保護・防災部長）

小出 譲治（市原市長）

重川希志依（常葉大学大学院環境防災研究科教授）

花田 忠雄（神奈川県くらし安全防災局長）

山内 博貴（全国消防長会総務委員会前委員長（京都市消防局長））

## 4 開催日程等

第1回 令和2年12月24日

第2回 令和3年2月9日

第3回 令和3年3月12日

第4回 令和3年3月29日

----中間報告書 令和3年4月9日----

第5回 令和3年5月17日

※ 処遇以外の団員確保策について  
今後検討し、夏頃を目処に  
最終報告書取りまとめ（予定）



## ① 消防団の現状

- ・令和2年4月1日時点の消防団員数は81万8,478人と2年連続で1万人以上減少する危機的状況（特に20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少）であること。
- ・他方、災害が多発化・激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、一人ひとりの消防団員の負担も大きくなっていること。
- ・こうした消防団員の労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠と考えられること。
- ・処遇改善は消防団員の士気向上や家族等の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資すること。

## ② 出動手当

- ・出動手当を見直し、出勤に応じた報酬制度（「出勤報酬」）を創設すること。  
また、出勤に関する費用弁償（実費）については、別途必要額を措置すること。
- ・災害（火災・風水害等）に関する出勤報酬は、1日＝7時間45分を基本とし、予備自衛官等の他の類似制度を踏まえ、7,000～8,000円程度の額を、標準的な額とすること。
- ・災害以外の出勤報酬についても、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や、業務の負荷、活動時間等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。





# 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書概要



|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③<br>年額報酬         | <ul style="list-style-type: none"><li>・即応体制を取るために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する報酬として、出勤報酬の創設後も引き続き支給すべきであること。</li><li>・金額については、「団員」階級の者については年額36,500円を標準的な額とし、「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。</li><li>・支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。</li></ul> |
| ④<br>消防団の運営に必要な経費 | <ul style="list-style-type: none"><li>・本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出勤報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきであること。</li></ul>                                                                                                               |
| ⑤<br>市町村における対応    | <ul style="list-style-type: none"><li>・①から④を踏まえ、市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すべきであること。</li></ul>                                                                                                                                                                    |
| ⑥<br>国や都道府県における対応 | <ul style="list-style-type: none"><li>・国においては、出勤報酬や年額報酬の標準的な額やその支給方法等の基準を定めるとともに、①から⑤について市町村に対して助言を行うこと。また、国は財政措置のあり方について、財政需要の実態を踏まえ十分な検討を行うこと。</li><li>・都道府県においても、市町村に対し必要な助言等の支援を行うこと。</li></ul>                                                                              |
| ⑦<br>今後の検討事項      | <ul style="list-style-type: none"><li>・報酬等に関する議論は、中間報告をもって結論とし、国・都道府県・市町村は早急に消防団員の報酬等の改善に向けた取組を進めること。</li><li>・消防団員の確保のためには、報酬等の改善のほか、社会的評価の向上や広報、訓練のあり方など、他にも取り組むべき重要な課題があるため、本検討会において、これらの項目について引き続き精力的に検討すること。</li></ul>                                                      |

### ③消防庁長官通知（令和3年4月13日）



## 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント（令和3年4月13日付消防庁長官通知）



- 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出

### ① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定

#### 【基準の内容】

#### 1. 報酬の種類

年額報酬と出動報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

#### 2. 報酬の額 ※以下の基準を踏まえ、市町村が条例で定める。

- 年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。

「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

- 出動報酬の額は、災害（水火災・地震等）に関する出動については1日あたり8,000円を標準額とする。

災害以外の出動については、出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

#### 3. 費用弁償

上記に掲げる報酬のほか、団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

#### 4. 支給方法

報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

### ② その他（適切な予算措置、留意事項等）

- 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。
- ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。
- 出動報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、追って消防庁から通知すること。
- 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。